日本司法書士政治連盟秋田県会（政治団体分）	378,000	秋田市
日本司法書士政治連盟旭川会	310,500	旭川市
日本司法書士政治連盟宮城県会	816,000	仙台市
日本司法書士政治連盟山形会	507,000	山形市
日本司法書士政治連盟岩手会	480,000	盛岡市
日本司法書士政治連盟青森会	384,000	青森市
東京司法書士政治連盟	8,208,000	新宿区
神奈川県司法書士政治連盟	2,913,000	横浜市
埼玉司法書士政治連盟	1,000,000	さいたま市
千葉司法書士政治連盟	1,692,000	千葉市
茨城司法書士政治連盟	858,000	水戸市
栃木県司法書士政治連盟	627,000	宇都宮市
群馬司法書士政治連盟	882,000	前橋市
静岡県司法書士政治連盟	1,269,000	静岡市
日本司法書士政治連盟山梨会	399,000	甲府市
長野県司法書士政治連盟	1,071,000	長野市
日本司法書士政治連盟新潟会	912,000	新潟市
三重県司法書士政治連盟	783,000	津市
日本司法書士政治連盟岐阜会	912,000	岐阜市
日本司法書士政治連盟福井会	308,250	福井市
日本司法書士政治連盟石川会	546,000	金沢市
日本司法書士政治連盟富山会	399,000	富山市
大阪司法書士政治連盟	3,529,000	大阪市
日本司法書士政治連盟京都会	1,425,000	京都市
兵庫県司法書士政治連盟	2,680,750	神戸市
日本司法書士政治連盟奈良会	140,250	奈良市
日本司法書士政治連盟滋賀会	644,100	大津市
日本司法書士政治連盟和歌山会	477,000	和歌山市
日本司法書士政治連盟広島会	1,326,000	広島市
日本司法書士政治連盟山口県会	750,000	山口市
日本司法書士政治連盟岡山県会	909,000	岡山市
鳥取県司法書士政治連盟	318,000	鳥取市
島根県司法書士政治連盟	366,000	松江市
日本司法書士政治連盟香川会	507,000	高松市
日本司法書士政治連盟徳島会	353,250	徳島市
日本司法書士政治連盟高知会	275,250	高知市
愛媛司法書士政治連盟	747,000	松山市
日本司法書士政治連盟福岡会	2,139,000	福岡市
日本司法書士政治連盟佐賀会	342,000	佐賀市
日本司法書士政治連盟長崎会	477,000	長崎市
日本司法書士政治連盟大分会	513,000	大分市
日本司法書士政治連盟熊本会	969,000	熊本市
日本司法書士政治連盟鹿児島会	861,000	鹿児島市
日本司法書士政治連盟宮崎会	507,000	宮崎市
日本司法書士政治連盟沖縄県会	615,000	那覇市

に改める。」

○総務省告示第四百七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、日本共産党中央委員会、民主党参議院比例区第８総支部、あだち雅志の会、全国黒鉛粉流通対策政治連盟、東京翔武会、日本司法書士政治連盟及び日本商工連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年十一月十一日

総務大臣　川端　達夫

〔政党〕の部日本共産党中央委員会のうち６中

「渋谷区　9,101,553,968　18. 8. 10　16,185.64㎡」を

「渋谷区　9,101,553,968　18. 8. 10　16,185.64㎡　渋谷区　37,905,950　19. 8. 2　118.84㎡」に改め、

同部民主党参議院比例区第８総支部のうち５の次に次のように加える。

６　資産等の内訳

（借入金）

石井　一　22,761,501

〔資金管理団体〕の部あだち雅志の会のうち６中

「６　資産等の内訳」を

「６　資産等の内訳

（敷金）

坂口電機工業㈱　1,733,798　19. 1. 24」に改める。

〔その他の政治団体〕の部全国黒鉛粉流通対策政治連盟のうち４中

「寄附・交付金　1,000,000」を

「選挙関係費　1,000,000」に改め、

同部東京翔武会のうち７の次に次のように加える。

８　資産等の内訳

（敷金）

脇本　健夫　1,876,000　9. 9. 17

同部日本司法書士政治連盟のうち１中

「収入総額　61,312,064」を

「収入総額　61,415,564」に、

「本年収入額　52,101,591」を

「本年収入額　52,205,091」に改め、